

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年9月18日
【計算期間】 第1期（自 平成24年12月20日 至 平成25年6月19日）
【ファンド名】 ＵＢＳグローバル好利回りＣＢファンド2012-12（円ヘッジ・年2
回決算）（限定追加型）
【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 カイ・ソトープ
【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】 佐井 経堂
【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ
【電話番号】 03-5293-3667
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

世界各国の転換社債等 を実質的な主要投資対象とし、信託期間を勘案しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。（有価証券の種類にかかわらず、委託会社（UBSグローバル好利回りCBマザーファンド2012-12（円ヘッジ）（以下「マザーファンド」という場合があります。）の運用指図権限の委託先を含む）が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。）以下、同じ。

信託金限度額

400億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 内外 / その他資産（転換社債）に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 (転換社債) 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
内外	組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする
その他資産（転換社債）	組入資産による主たる投資収益が実質的に転換社債を源泉とする

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	年1回	グローバル（含む	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	日本）	ファンド・オブ・	（フルヘッジ）
大型	年4回	日本	ファンズ	なし
中小型	年6回	北米		
債券	（隔月）	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	（毎月）	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
不動産投信		中近東		
その他資産		（中東）		
（投資信託証券		エマージング		
（転換社債））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（転換社債））	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて、転換社債に主として投資するもの
年2回	年2回決算する
グローバル（含む日本）	組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
あり（為替ヘッジ）	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「その他資産（転換社債）」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式により投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券)」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

ファンドの特色

1. 世界各国の転換社債(以下「CB」という場合があります。)等を実質的な主要投資対象とし、信託期間を勘案しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資を行います。

- ・ マザーファンドへの投資を通じて、主として、ファンドの信託期間(3年)内に満期を迎えるCBに投資を行います¹。
 - ・ CBのインカムゲインに加え、CBの償還時には額面金額を受取ることができます²。
 - ・ 株価が上昇した場合等には、CBの値上がり益も期待できます。
 - ・ 銘柄選択にあたっては、利回りに加え、発行体リスク、流動性などを踏まえ、組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満(BBB-未満)の銘柄への投資も行います。また、その結果、信用格付けが投資適格未満(BBB-未満)の銘柄の組入れが中心になる場合があります。
- 1 信託期間内に償還を迎えるCBについては、償還後にCBへの再投資は行わずに償還金を信託期間終了まで短期有価証券および短期金融商品等で運用する場合があります。また満期が信託期間を超えるCBにも、一部投資を行います。
- 2 発行体が倒産した場合等、額面で償還されないことがあります。

2. 実質外貨建資産については、マザーファンドにおいて、原則として対円で為替ヘッジを行います。

- ・ 為替予約取引等を通じて、為替変動リスクの低減を図ります。

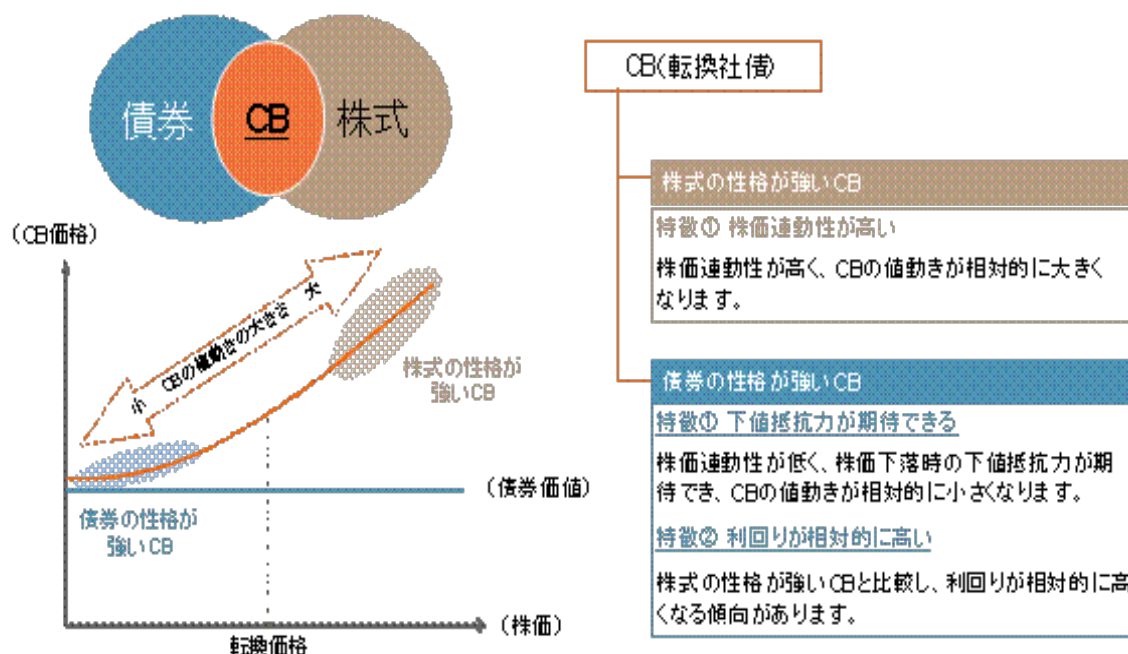
3. 当ファンドは、信託期間約3年³の限定追加型⁴の投資信託です。

3 当ファンドの信託期間は、平成24年12月20日から平成27年12月21日までです。

4 「限定追加型」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集しないタイプの投資信託をいいます。

■ CB(転換社債)とは

- ・ CBとは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債です。
- ・ 債券と株式のそれぞれの値動きの特性を兼ね備えています。



※上記はCBの値動きについて、あくまでも一般的なイメージを記載したものであり、必ずしも上記のようになるとは限りません。

■ 信用格付けとは

- 信用格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けしたものをいいます。スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された信用格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

	スタンダード・アンド・プアーズ社	ムーディーズ社	信用度
	AAA	Aaa	高い
	AA	Aa	
投資適格債 (BBB－以上)	A	A	
	BBB	Baa	
	BB	Ba	
投資適格債未満 (BBB－未満)	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	低い
	D		

- 格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。
スタンダード・アンド・プアーズ社の場合、AA＋、AA、AA－、A＋、A、A－、ムーディーズ社の場合、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3と表されます。

■UBSグローバル・アセット・マネジメントにおけるCB運用体制

- マザーファンドの運用に関しては、UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループのグローバルCB運用チーム(チューリッヒ)が運用を行います。

委託先名称: UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)

委託の内容: 有価証券等および通貨の運用

- 世界各国のクレジット・アナリスト(債券運用部門)、株式アナリスト(株式運用部門)からの分析と、CBチーム独自の分析を統合的に活用して運用しています。



■ 運用プロセス

グローバルCB市場 約2,200銘柄	● グローバルCBの中から、流動性、発行体リスクなどを考慮し、調査対象を絞り込みます。
調査対象銘柄 約800銘柄	● CB理論価格と市場価格を比較、乖離や下記の価格変動要因に着目し、銘柄評価を行います。 － 株式の特性：バリュエーション、ボラティリティ、M&Aなど － クレジットの特性：スプレッド、デフォルト確率、回収率など － CB固有の特性に着目：付帯条項、流動性など
投資候補銘柄 約250銘柄	● 主に償還までの期間が2～3年の銘柄を抽出します。
ポートフォリオ 70～100銘柄	● 利回りに加え、リスク要因、地域、セクター、クレジット、サイズなど相対的なエクスポージャー、流動性などを踏まえ、最適ポートフォリオ構築に向けて、組入銘柄、組入比率を決定します。 ● ポートフォリオ・マネジメント・ツールにより継続的なリスク管理を実施します。

※当初設定時点

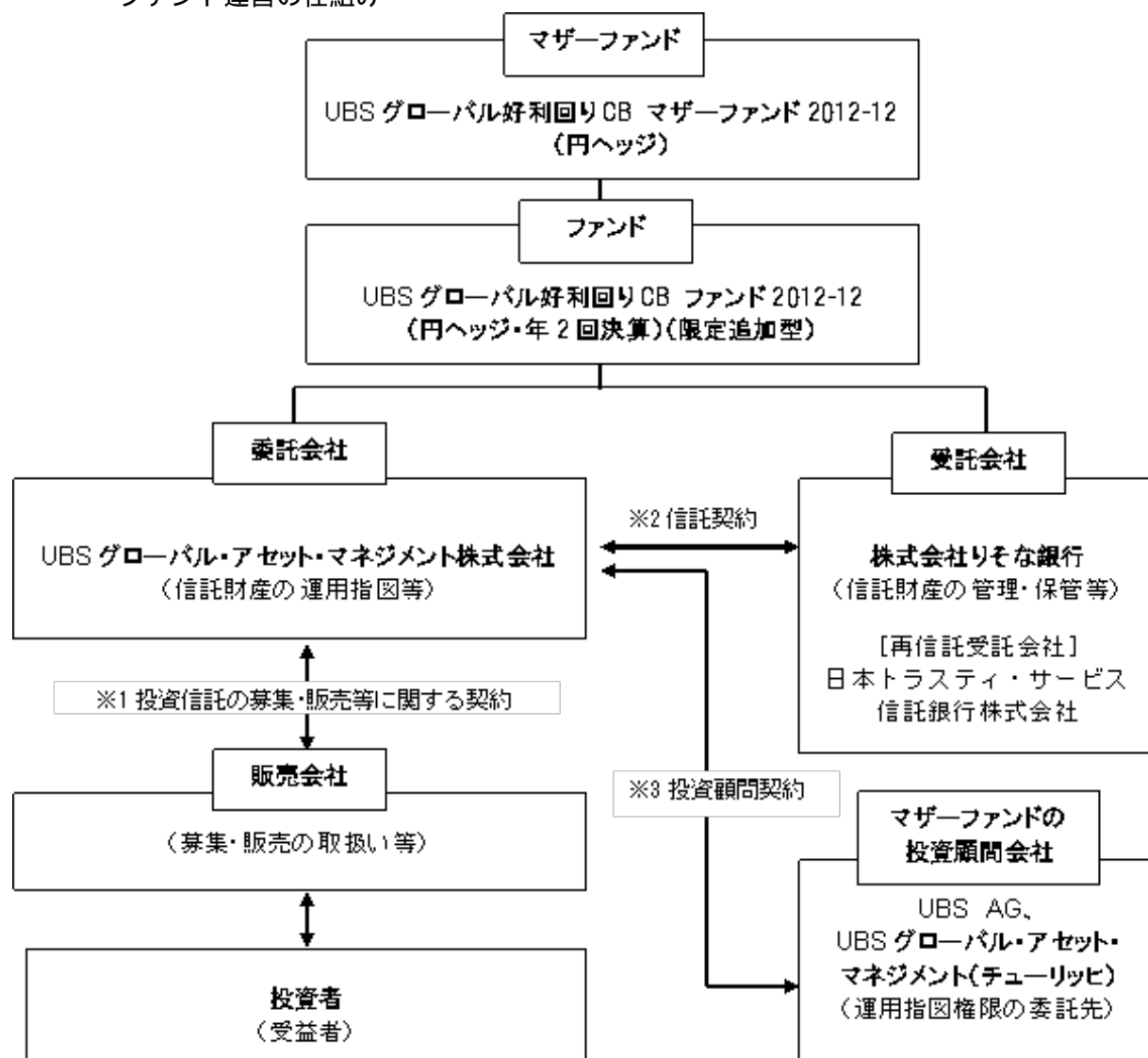
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成24年12月20日 信託契約締結、設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み

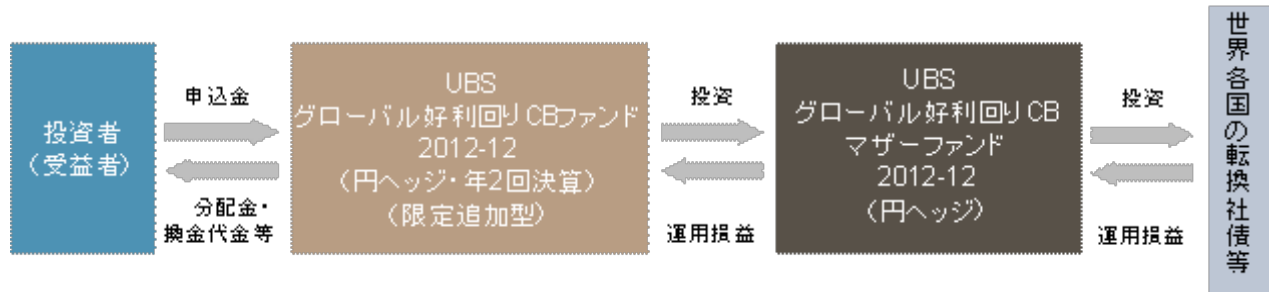


1	委託会社と販売会社との間で投資信託の取扱いについて、販売会社が行う受益権の募集、収益分配金、償還金の支払い、解約請求の受付等のルールを規定した契約
2	委託会社と受託会社との間で投資信託の運営について、資産運用の運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、募集方法等のルールを規定した契約
3	委託会社と投資顧問会社との間で投資信託の運用について、運用の指図の権限を委託する契約 委託先の名称：UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ) 委託の内容：有価証券等および通貨の運用

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行います。

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBSグローバル好利回りCBマザーファンド2012-12（円ヘッジ）」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社の概況（平成25年7月末日現在）

1) 資本金

22億円

2) 沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に
 商号変更

3) 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタット 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の転換社債等を主要投資対象とし、信託期間を勘案しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資いたします。

実質外貨建資産については、マザーファンドにおいて、原則として対円で為替ヘッジすることにより為替変動リスクの低減を図ります。

マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

（１）特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、後記「（５）投資制限」に掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

（２）特定資産以外の資産

イ．為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託であるＵＢＳグローバル好利回りＣＢマザーファンド2012-12（円ヘッジ）受益証券および、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

[金融商品による運用の特例]

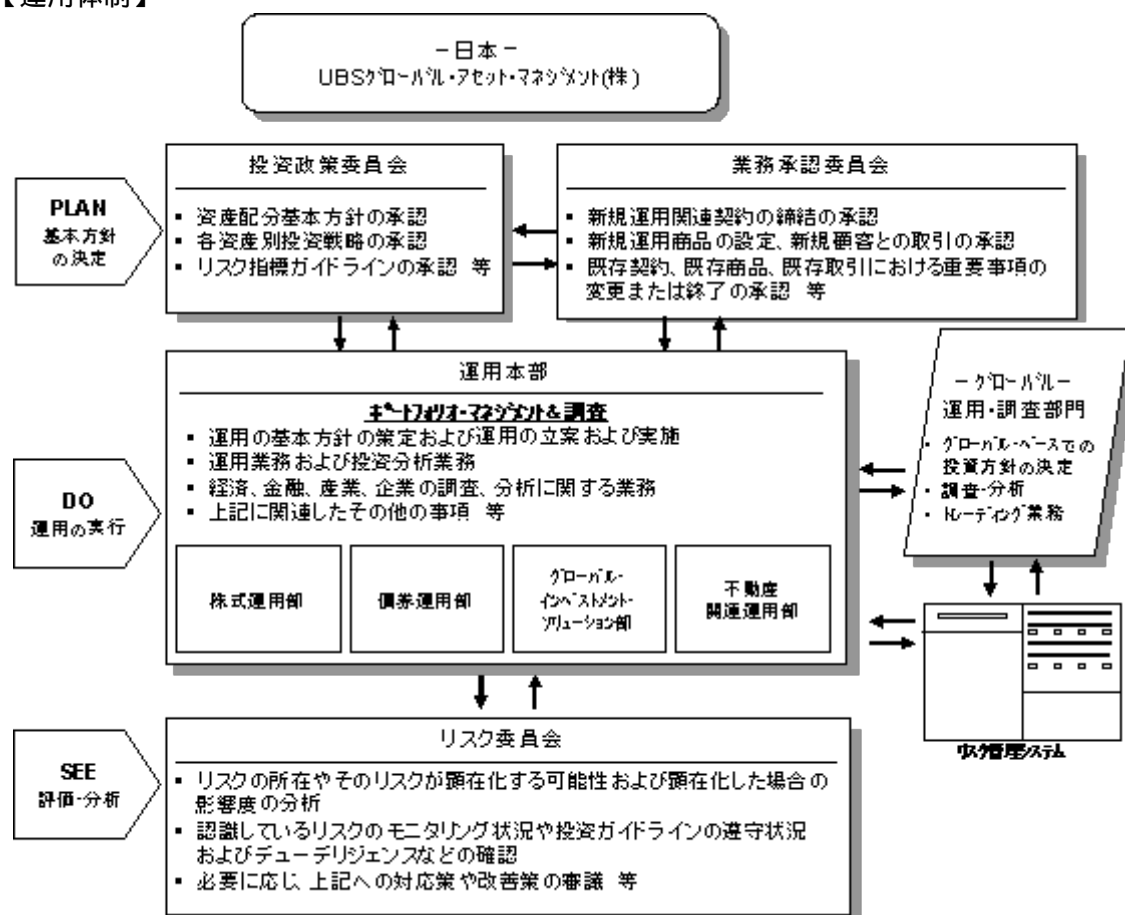
前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

信用取引、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替取引、有価証券の貸付、外国為替予約取引、資金の借入れ等の指図を行うことができます。

詳しくは、後記「（５）投資制限」をご覧ください。

(3) 【運用体制】



上記の体制は今後変更される場合があります。

（平成25年8月1日現在）

< 運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理 >

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チー

フ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル＆コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リーガル＆コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】

毎決算時（毎年6月19日および12月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向、残存信託期間等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後、無手数料で再投資できますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】**[信託約款による投資制限]**

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的および流動性確保を目的とした場合に限るものとします。

(先物取引等の指図)

- ・委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
- ・委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ・委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の指図)

- ・委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等を行うことの指図をすることができます。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図)

- ・委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

その他の投資制限

(信用取引の指図)

- ・委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。

(有価証券の貸付)

- ・委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

(為替予約取引の指図)

- ・委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(資金の借入れの指図)

- ・委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選

択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

UBS グローバル好利回りCBマザーファンド2012-12（円ヘッジ）の概要

投資方針	世界各国の転換社債等を主要投資対象とし、信託期間を勘案しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資いたします。 銘柄選択にあたっては、利回りに加え、発行体リスク、流動性などを踏まえ、組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB-未満）の銘柄への投資も行います。 主として信託期間内に償還を迎える銘柄に投資を行いますが、当該銘柄償還後に転換社債等への再投資は行わずに償還金を信託期間終了まで短期有価証券および短期金融商品等で運用する場合があります。また満期が信託期間を超える銘柄にも、一部投資を行います。 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジすることにより為替変動リスクの低減を図ります。 UBS AG、UBS グローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）に運用の指図に関する権限を委託します。 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。（有価証券の種類にかかわらず、委託会社（運用指図権限の委託先を含む）が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。）
主な投資対象	世界各国の転換社債等を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（上場投資信託（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的および流動性確保を目的とした場合に限るものとします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 転換社債等の価格変動リスク

転換社債等の価格は、主に発行体の株価変動、金利変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。組入れられた転換社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。転換社債等の価格の変動幅は、償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

（株価変動リスク）

・ 転換社債等の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換社債等の転換価格が発行体の株式の時価に近いとき、または下回っているときに、転換社債等の時価は対象となる株式の価格変動に特に敏感に反応します。

（金利変動リスク）

・ 転換社債等の価格は、金利変動によっても変動します。一般的に転換社債等の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

（信用リスク）

・ 転換社債等の価格は、発行体の信用力の変化によっても変動します。転換社債等の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、転換社債等の価格は大きく下落することがあります。また、信用格付けが投資適格未満（BBB-未満）の転換社債等は、信用度が高い転換社債等と比較して、高い利回りを享受することが期待できる一方で、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや、運用方針に沿った運用が困難となることがあります。

■ 為替変動リスク

実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質組入外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質組入外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

■ 実質組入転換社債等の償還および売却に関するリスクおよび留意点

当ファンドは、原則として、主にファンドの信託期間内に満期を迎える銘柄に実質的に投資を行い、一部満期がファンドの信託期間を超える銘柄にも実質的に投資を行います。信託期間内に償還を迎える銘柄については、償還後に転換社債等への再投資は行わずに償還金は信託期間終了まで短期有価証券および短期金融商品等で運用する場合があります。また、満期が信託期間を超える銘柄については、信託期間終了までに売却を行います。転換社債等の価格は上記「転換社債等の価格変動リスク」の影響を受けて変動するため当初組入時点で期待された価格で売却できない場合があります。

■ 短期金融商品等の信用リスク

ファンド資産を短期金融商品等で実質的に運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

その他の留意点

■ 換金申込に係る制限

- ・ 換金の申込日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日、またはロンドンもしくはニューヨークの証券取引所の休業日にあたる場合には、当該換金のお申込は受け付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、換金申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた換金申込を取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

■ クーリング・オフ

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■ 分配金に関する留意点

- ・ 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的リスク

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・ 銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。また、委託会社は、運用指図権限の委託先

とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2)【換金（解約）手数料】

・換金手数料： ありません。

・信託財産留保額：換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.7%の率を乗じて得た額とします。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の料率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

（年率表示、カッコ内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.155% (1.100%)	0.7875% (0.7500%)	0.315% (0.300%)	0.0525% (0.0500%)

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することはいけません。委託会社はかかる報酬の額および支払の時期を当該委託を受ける者との間で別に定め、委託会社がこれを支弁するものとします。ただし、かかる報酬の額は委託会社が受ける報酬の範囲内とします。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として信託財産中から支弁します。

売買委託手数料等

組入の有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として信託財産中から支弁します。

監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記 および の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（注）前記 および の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行なわれ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除は適用されません)を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行なわれ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%（注）および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となり、地方税の源泉徴収はありません。

なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%（注））
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注））

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

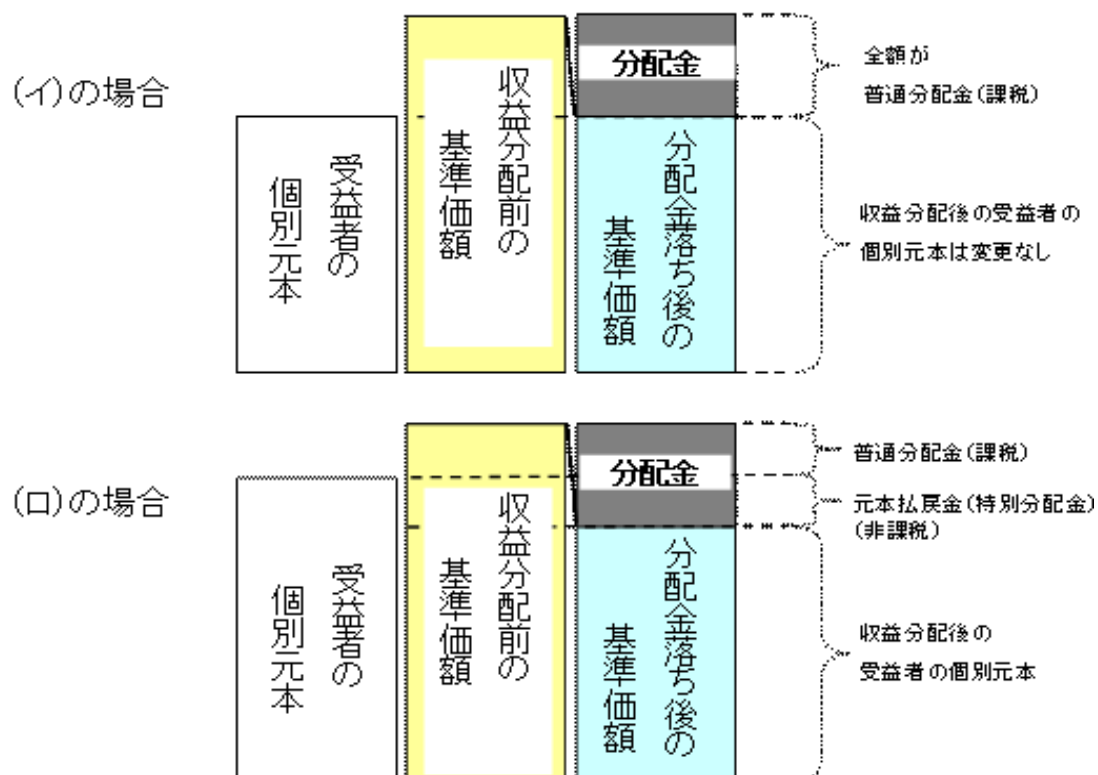
受益者が分配金を受け取る際、

(イ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

(ロ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2013年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	8,369,271,518	100.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,170,309	0.09
合計（純資産総額）	-	8,361,101,209	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) UBS グローバル好利回りCBマザーファンド2012-12（円ヘッジ）

(2013年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
新株予約権付社債券等	アメリカ	2,585,924,392	16.09
	フランス	1,487,965,212	9.26
	イギリス	1,089,445,952	6.78
	ドイツ	977,514,191	6.08
	インド	914,936,092	5.69
	オーストラリア	901,856,245	5.61
	ケイマン	888,392,356	5.53
	バミューダ	818,322,145	5.09
	シンガポール	687,443,661	4.27
	オーストリア	595,787,660	3.71
	ロシア	400,032,618	2.49
	ポルトガル	391,363,885	2.43
	スペイン	273,636,904	1.70
	台湾	269,349,748	1.67
	オランダ	265,341,015	1.65
	スイス	245,401,044	1.52
	ベルギー	243,282,324	1.51
	韓国	238,860,000	1.48
	南アフリカ	232,020,000	1.44
	マーシャル諸島	231,598,265	1.44
	ハンガリー	222,743,137	1.38
	メキシコ	185,849,830	1.15
	中国	161,156,370	1.00
	香港	160,929,664	1.00
	イタリア	137,033,164	0.85
	小 計	14,606,185,874	90.93
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	-	1,457,526,920	9.07
合計（純資産総額）	-	16,063,712,794	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿 価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ＵＢＳグローバル好利回りＣＢマザー ２０１２－１２（円ヘッジ）	8,173,116,717	1.0219	8,352,107,974	1.0240	8,369,271,518	100.09

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率（2013年7月31日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.09
合計	100.09

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2013年7月31日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（2013年7月31日現在）

（参考）ＵＢＳグローバル好利回りＣＢマザーファンド2012-12（円ヘッジ）

投資有価証券の主要銘柄

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿 価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	比率 (%)
オースト リア	新株予約権 付社債券等	CWIAV 4.5 09/06/18	2,100,000	14,125.90	296,644,050	13,213.08	277,474,680	4.500	2018/9/6	1.72
ドイツ	新株予約権 付社債券等	SALZGT 1.125 10/06/16	2,150,000	12,832.45	275,897,823	12,725.39	273,595,938	1.125	2016/10/6	1.70
オランダ	新株予約権 付社債券等	WHANA 2.875 11/18/15	2,000,000	13,193.57	263,871,450	13,267.05	265,341,015	2.875	2015/11/18	1.65
フランス	新株予約権 付社債券等	ARTEMI 4.25 01/01/15	37,500	7,074.72	265,302,000	7,010.99	262,912,331	4.250	2015/1/1	1.63
アメリカ	新株予約権 付社債券等	OI 3 06/01/15	2,600,000	9,785.83	254,431,780	10,102.24	262,658,240	3.000	2015/6/1	1.63
アメリカ	新株予約権 付社債券等	PSEC 6.25 12/15/15	2,400,000	10,500.44	252,010,675	10,613.23	254,717,683	6.250	2015/12/15	1.58
フランス	新株予約権 付社債券等	NEXFP 4 01/01/16	33,500	7,503.88	251,380,147	7,576.71	253,819,885	4.000	2016/1/1	1.58
オースト ラリア	新株予約権 付社債券等	PDNAU 3.625 11/04/15	2,900,000	8,689.80	252,004,300	8,729.12	253,144,480	3.625	2015/11/4	1.57
アメリカ	新株予約権 付社債券等	OCR 3.25 12/15/35	2,450,000	9,783.48	239,695,260	10,202.28	249,955,899	3.250	2035/12/15	1.55
イギリス	新株予約権 付社債券等	TTLN 4.9 04/27/17	1,400,000	16,233.93	227,275,113	17,749.56	248,493,875	4.900	2017/4/27	1.54
アメリカ	新株予約権 付社債券等	FSC 5.375 04/01/16	2,400,000	10,123.81	242,971,622	10,332.72	247,985,472	5.375	2016/4/1	1.54
スイス	新株予約権 付社債券等	ALLNSW 2.125 10/09/14	2,300,000	10,960.60	252,093,841	10,669.61	245,401,044	2.125	2014/10/9	1.52

ベルギー	新株予約権 付社債券等	NYRB 7 07/10/14	1,850,000	14,405.67	266,504,962	13,150.39	243,282,324	7.000	2014/7/10	1.51
ロシア	新株予約権 付社債券等	HOLGRO 1 09/24/17	2,600,000	10,198.43	265,159,280	9,351.14	243,129,727	1.000	2017/9/24	1.51
アメリカ	新株予約権 付社債券等	CHK 2.75 11/15/35	2,450,000	9,493.02	232,579,202	9,921.77	243,083,433	2.750	2035/11/15	1.51
ドイツ	新株予約権 付社債券等	KCOGR 2.5 12/22/17	1,950,000	12,583.63	245,380,941	12,397.92	241,759,568	2.500	2017/12/22	1.50
シンガポール	新株予約権 付社債券等	OSIMSP 2.75 07/05/16	2,700,000	8,470.40	228,700,815	8,932.81	241,185,924	2.750	2016/7/5	1.50
フランス	新株予約権 付社債券等	AFFP 4.97 04/01/15	151,000	1,680.24	253,717,146	1,593.11	240,559,987	4.970	2015/4/1	1.49
インド	新株予約権 付社債券等	TATAIN 4.5 11/21/14	2,450,000	9,983.74	244,601,712	9,805.54	240,235,926	4.500	2014/11/21	1.49
バミューダ	新株予約権 付社債券等	SFL 3.75 02/10/16	2,400,000	10,116.95	242,806,848	10,009.06	240,217,536	3.750	2016/2/10	1.49
韓国	新株予約権 付社債券等	LOTES 0 07/05/16	240,000,000	98.55	236,525,000	99.52	238,860,000	0.000	2016/7/5	1.48
アメリカ	新株予約権 付社債券等	ARCC 5.75 02/01/16	2,250,000	10,676.98	240,232,248	10,608.33	238,687,488	5.750	2016/2/1	1.48
フランス	新株予約権 付社債券等	NEOFP 3.75 02/01/15	21,100	11,385.87	240,242,015	11,266.23	237,717,484	3.750	2015/2/1	1.47
オーストラリア	新株予約権 付社債券等	IIAAV 4.25 03/08/18	410,000	603.43	247,407,120	579.63	237,649,468	4.250	2018/3/8	1.47
フランス	新株予約権 付社債券等	ALUFP 5 01/01/15	540,000	413.55	223,321,860	435.66	235,260,450	5.000	2015/1/1	1.46
アメリカ	新株予約権 付社債券等	AINV 5.75 01/15/16	2,250,000	10,248.97	230,602,018	10,433.16	234,746,143	5.750	2016/1/15	1.46
ドイツ	新株予約権 付社債券等	CLSGR 3.75 10/29/14	1,750,000	13,487.85	236,037,498	13,395.15	234,415,125	3.750	2014/10/29	1.45
ケイマン	新株予約権 付社債券等	CHAOWP 7.25 09/24/17	15,000,000	1,640.32	246,048,000	1,562.40	234,360,000	7.250	2017/9/24	1.45
ケイマン	新株予約権 付社債券等	HMINUS 2 12/15/15	2,700,000	8,879.18	239,737,924	8,655.56	233,700,120	2.000	2015/12/15	1.45
アメリカ	新株予約権 付社債券等	KCG 3.5 03/15/15	2,400,000	9,775.63	234,615,206	9,685.40	232,449,600	3.500	2015/3/15	1.44

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率（2013年7月31日現在）

種類	投資比率（％）
新株予約権付社債券等	90.93
合計	90.93

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。(2013年7月31日現在)

その他投資資産の主要なもの

(為替予約取引)

(2013年7月31日現在)

資産の種類			数量	帳簿 価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建	香港ドル	2,500,000.00	31,638,250	31,625,000	0.19
為替予約取引	売建	米ドル	80,203,084.87	8,018,227,296	7,864,668,471	48.95
為替予約取引	売建	オーストラリア・ドル	7,500,000.00	675,596,250	661,200,000	4.11
為替予約取引	売建	イギリス・ポンド	3,300,000.00	494,472,990	492,822,000	3.06
為替予約取引	売建	スイス・フラン	2,400,000.00	249,064,080	253,272,000	1.57
為替予約取引	売建	香港ドル	22,600,000.00	287,143,904	285,664,000	1.77
為替予約取引	売建	シンガポール・ドル	6,100,000.00	467,671,140	470,371,000	2.92
為替予約取引	売建	南アフリカ・ランド	24,000,000.00	230,259,600	237,840,000	1.48
為替予約取引	売建	ユーロ	38,400,000.00	4,929,464,064	4,993,536,000	31.08

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(直物為替先渡取引)

(2013年7月31日現在)

資産の種類			数量	帳簿 価額 (円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
直物為替先渡 取引	売建	中国元/米ドル	4,603,084.87	451,470,564	450,997,451	2.80

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2013年7月31日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間末 (2013年6月19日)	8,593	8,636	1.0115	1.0165
2012年12月末日	9,288	-	0.9996	-
2013年1月末日	9,286	-	0.9994	-
2013年2月末日	9,272	-	1.0001	-
2013年3月末日	9,247	-	1.0036	-
2013年4月末日	8,903	-	1.0084	-
2013年5月末日	8,799	-	1.0252	-
2013年6月末日	8,425	-	1.0052	-
2013年7月31日	8,361	-	1.0122	-

【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0050

【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1期計算期間	1.7

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	9,291,966,923	796,476,476

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（申込期間）

- ・ 当初申込期間：平成24年11月26日から平成24年12月19日まで
- ・ 継続申込期間：平成24年12月20日から平成24年12月21日まで

（買付申込の受付け）

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時まで（当初申込期間中においては、販売会社の指定する時間まで）に、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、当初設定については設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

- ・ 1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。
詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

- ・ 当初申込期間：1口当たり1円
- ・ 継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円

（買付代金の支払い）

- ・ 当初申込期間中については申込期間内に、継続申込期間中については販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。

（買付申込受付けの中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けした買付申込を取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

（換金申込の受付け）

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

（注）換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（換金単位）

- ・ 1円または1口を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（換金価額）

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

（換金代金の支払い）

- ・ 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

（換金申込受付けの中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けした換金申込を取消することがあります。
- ・ 前記の換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして計算された価額とします。

（換金申込不可日）

- ・ 換金申込日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日、またはロンドンもしくはニューヨークの証券取引所の休業日にあたる場合には、換金申込は受付けません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（基準価額の算定）

- 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。
なお、外貨建資産（外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（基準価額の算出頻度と公表）

- 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくこともできます。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日から平成27年12月21日までとします。

ただし、後記「(5) その他[信託の終了]」に該当する場合は、この限りではありません。

(4)【計算期間】

原則として毎年6月20日から12月19日まで、および12月20日から翌年6月19日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。なお、第1期決算日は平成25年6月19日とします。

(5)【その他】

〔信託の終了〕

（信託契約の解約）

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約によりファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎年6月および12月の決算時および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a.の事項（前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からf.にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- a. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- b. 委託会社と投資顧問会社との間で締結する投資顧問契約は、信託期間終了日まで存続します。ただし、当事者の一方が相手方に30日前までに通知することにより契約を終了させることができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に应じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

信託約款の解約または重要な約款変更に関する異議を述べ受益権の買取りを請求する権利（反対者の買取請求権）

信託約款の解約または信託約款の重要な変更が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。なお、第1期計算期間は信託約款第37条により、平成24年12月20日から平成25年6月19日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成24年12月20日から平成25年6月19日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

U B S グローバル好利回りC B ファンド2012-12(円ヘッジ・年2回決算)（限定追加型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 平成25年 6月19日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,565,961
親投資信託受益証券	8,591,491,747
未収入金	114,000,000
未収利息	1
流動資産合計	8,707,057,709
資産合計	8,707,057,709
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	42,477,452
未払解約金	17,776,103
未払受託者報酬	2,362,319
未払委託者報酬	49,608,757
その他未払費用	1,269,807
流動負債合計	113,494,438
負債合計	113,494,438
純資産の部	
元本等	
元本	8,495,490,447
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	98,072,824
（分配準備積立金）	98,413,677
元本等合計	8,593,563,271
純資産合計	8,593,563,271
負債純資産合計	8,707,057,709

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自 平成24年12月20日 至 平成25年 6月19日
営業収益	
受取利息	294
有価証券売買等損益	197,759,239
営業収益合計	197,759,533
営業費用	
受託者報酬	2,362,319
委託者報酬	49,608,757
その他費用	1,269,807
営業費用合計	53,240,883
営業利益又は営業損失（ ）	144,518,650
経常利益又は経常損失（ ）	144,518,650
当期純利益又は当期純損失（ ）	144,518,650
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,627,521
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,954
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,954
剰余金減少額又は欠損金増加額	372,807
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	372,807
分配金	42,477,452
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	98,072,824

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 平成25年 6月19日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	8,495,490,447口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0115円 (10,115円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成24年12月20日 至 平成25年 6月19日
1. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(92,697,546円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(48,193,583円)、信託約款に規定される収益調整金(18,680円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は、140,909,809円(1万口当たり165円)であり、うち42,477,452円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.225%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成24年12月20日 至 平成25年 6月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引、直物為替先渡取引です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成25年 6月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	当期 平成25年 6月19日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	184,962,147
合計	184,962,147

(デリバティブ取引等に関する注記)

当期（平成25年 6月19日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期（自 平成24年12月20日 至 平成25年 6月19日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当期 自 平成24年12月20日 至 平成25年 6月19日
元本の推移	
期首元本額	7,807,232,508円
期中追加設定元本額	1,484,734,415円
期中一部解約元本額	796,476,476円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	U B S グローバル好利回りC B マ ザーファンド2012-12（円ヘッジ）	8,407,370,337	8,591,491,747	
合計			8,591,491,747	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「ＵＢＳグローバル好利回りＣＢマザーファンド2012-12（円ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳグローバル好利回りＣＢマザーファンド2012-12（円ヘッジ）」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳグローバル好利回りＣＢマザーファンド2012-12（円ヘッジ）

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成25年 6月19日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
預金	220,971,169
金銭信託	916,422
コール・ローン	1,250,895,120
社債券	15,390,361,064
派生商品評価勘定	219,174,955
未収入金	443,371
未収利息	121,650,317
前払費用	13,240,120
流動資産合計	17,217,652,538
資産合計	17,217,652,538
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	23,414,519
未払金	90,528,878
未払解約金	174,500,000
流動負債合計	288,443,397
負債合計	288,443,397
純資産の部	
元本等	
元本	16,566,539,949
剰余金	
剰余金又は欠損金()	362,669,192
元本等合計	16,929,209,141
純資産合計	16,929,209,141
負債純資産合計	17,217,652,538

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(2) 直物為替先渡取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価格等から合理的に算定された価額を算出して評価しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成25年 6月19日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	16,566,539,949口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0219円 (10,219円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年12月20日 至 平成25年 6月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、為替予約取引、直物為替先渡取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、信託財産に属する有価証券、ならびに外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。 また、直物為替先渡取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成25年 6月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
----------------------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成25年 6月19日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	13,450,806
合計	13,450,806

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

平成25年 6月19日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	米ドル	8,984,828	-	9,034,103	49,275
	オーストラリア・ドル	9,051,700	-	9,032,000	19,700
	売 建				
	米ドル	8,139,764,256	-	8,118,506,543	21,257,713
	ユーロ	4,958,147,240	-	4,967,176,000	9,028,760
	イギリス・ポンド	590,016,880	-	567,264,000	22,752,880
	スイス・フラン	255,344,880	-	249,288,000	6,056,880
	オーストラリア・ドル	754,549,500	-	676,950,000	77,599,500
	香港ドル	144,089,990	-	135,410,000	8,679,990
	シンガポール・ドル	540,850,200	-	499,356,000	41,494,200
	南アフリカ・ランド	263,685,600	-	228,480,000	35,205,600
	小計	15,664,485,074	-	15,460,496,646	204,047,578
	直物為替先渡取引				
	買 建				
	中国元	489,230,388	-	492,133,270	2,902,882
	売 建				
	中国元	919,928,037	-	931,118,061	11,190,024
	小計	1,409,158,425	-	1,423,251,331	8,287,142
	合計	17,073,643,499	-	16,883,747,977	195,760,436

(注1)時価の算定方法

・為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法により評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

. 直物為替先渡取引の時価

1. 価格情報会社の提供する価格等から合理的に算定された価額を算出して評価しております。
2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表記しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年12月20日 至 平成25年 6月19日

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 平成24年12月20日 至 平成25年 6月19日
1. 元本の推移	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	15,158,242,167円
期中追加設定元本額	2,694,990,159円
期中一部解約元本額	1,286,692,377円
2. 計算期間末日における元本の内訳	
UBS グローバル好利回りCBファンド2012-12(円ヘッジ・年1回決算)(限定追加型)	8,159,169,612円
UBS グローバル好利回りCBファンド2012-12(円ヘッジ・年2回決算)(限定追加型)	8,407,370,337円
合計	16,566,539,949円

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	LOTES 0 07/05/16	260,000,000	261,331,200	
		小計		261,331,200	
	米ドル	ACERST 0 08/10/17	400,000.00	415,000.00	
		AINV 5.75 01/15/16	2,500,000.00	2,629,200.00	
		ANR 2.375 04/15/15	2,600,000.00	2,444,000.00	
		ARCC 5.75 02/01/16	2,250,000.00	2,456,550.00	

	AUOPT 0 10/13/15	2,600,000.00	2,583,100.00	
	CEMEX 4.875 03/15/15	1,700,000.00	1,940,210.00	
	CHK 2.75 11/15/35	2,450,000.00	2,468,375.00	
	DRIV 2 11/01/30	300,000.00	294,045.90	
	DRYS 5 12/01/14	2,700,000.00	2,377,620.00	
	FSC 5.375 04/01/16	2,400,000.00	2,503,800.00	
	HMINUS 2 12/15/15	3,100,000.00	2,799,749.50	
	HOLGRO 1 09/24/17	2,600,000.00	2,462,590.00	
	ILMN 0.25 03/15/16	2,300,000.00	2,448,810.00	
	JPVLIN 5 02/13/15	2,300,000.00	2,329,118.00	
	KCG 3.5 03/15/15	2,600,000.00	2,596,620.00	
	OCR 3.25 12/15/35	2,450,000.00	2,529,135.00	
	OFC 4.25 04/15/30	2,400,000.00	2,571,888.00	
	OI 3 06/01/15	2,600,000.00	2,653,820.00	
	PDNAU 3.625 11/04/15	2,900,000.00	2,552,000.00	
	PLCSNO 2.875 04/27/16	2,500,000.00	2,509,375.00	
	POGLN 4 02/18/15	2,800,000.00	2,278,696.00	
	PSEC 6.25 12/15/15	2,400,000.00	2,602,200.00	
	SFL 3.75 02/10/16	2,400,000.00	2,443,200.00	
	SLACP 0 05/12/16	2,400,000.00	2,403,600.00	
	SMDRLN 5 03/30/15	2,400,000.00	2,476,800.00	
	SPWR 4.5 03/15/15	2,050,000.00	2,379,291.50	
	STLTIN 4 10/30/14	2,550,000.00	2,495,430.00	
	TATAIN 4.5 11/21/14	2,450,000.00	2,469,600.00	
	TPWRIN 1.75 11/21/14	2,500,000.00	2,643,425.00	
	TTMI 3.25 05/15/15	2,600,000.00	2,595,125.00	
	TWGP 5 09/15/14	2,350,000.00	2,521,033.00	
	VEDLN 5.5 07/13/16	2,400,000.00	2,463,600.00	
	VOSTOK 7.25 07/16/14	2,400,000.00	2,454,000.00	
	WBMD 2.25 03/31/16	1,600,000.00	1,560,000.00	
	小計		79,351,006.90 (7,580,401,689)	
ユーロ	AABAR 4 05/27/16	1,800,000.00	1,909,800.00	
	ABGSM 4.5 02/03/17	1,250,000.00	1,142,187.50	
	BNSIM 3.875 04/23/15	1,050,000.00	1,065,624.00	
	CAIAV 4.125 11/09/14	600,000.00	632,250.00	
	CLSGR 3.75 10/29/14	1,850,000.00	1,921,225.00	
	CONTLV 3 01/28/15	1,122,120.00	1,066,014.00	
	CWIAV 4.5 09/06/18	2,100,000.00	2,121,000.00	
	HUSTHO 4.4 09/25/14	1,900,000.00	1,923,750.00	
	KCOGR 2.5 12/22/17	1,950,000.00	1,878,162.00	
	NYRB 7 07/10/14	1,850,000.00	1,915,619.50	
	PARPUB 5.25 09/28/17	950,000.00	1,036,450.00	
	PORTEL 4.125 08/28/14	1,150,000.00	1,172,425.00	

	SALZGT 1.125 10/06/16	2,150,000.00	2,101,625.00	
	SOLSM 5 12/18/14	1,200,000.00	1,238,400.00	
	WHANA 2.875 11/18/15	2,000,000.00	2,063,000.00	
	AFFP 4.97 04/01/15	151,000.00	1,870,890.00	
	ALUFP 5 01/01/15	580,000.00	1,937,200.00	
	ARTEMI 4.25 01/01/15	37,500.00	2,053,125.00	
	EOFP 4.5 01/01/15	97,000.00	2,095,200.00	
	IIAAV 4.25 03/08/18	410,000.00	1,827,370.00	
	NEOFP 3.75 02/01/15	23,500.00	2,032,750.00	
	NEXFP 4 01/01/16	37,500.00	2,190,000.00	
	ORPFP 3.875 01/01/16	15,000.00	747,000.00	
	VACFP 4 10/01/15	7,000.00	541,800.00	
	小計		38,482,867.00 (4,926,961,461)	
イギリス・ポンド	SVILN 8.25 06/05/16	1,500,000.00	1,616,250.00	
	TTLN 4.9 04/27/17	1,400,000.00	1,624,000.00	
	小計		3,240,250.00 (483,801,727)	
スイス・フラン	ALLNSW 2.125 10/09/14	2,300,000.00	2,344,275.00	
	小計		2,344,275.00 (243,499,844)	
オーストラリア・ドル	CFXAU 5.75 07/04/16	2,450,000.00	2,639,875.00	
	CPAAU 5.25 12/11/16	2,000,000.00	2,215,000.00	
	WSAAU 6.4 07/02/15	2,500,000.00	2,481,250.00	
	小計		7,336,125.00 (662,672,171)	
香港ドル	REXLOT 6 09/28/16	8,800,000.00	10,032,000.00	
	小計		10,032,000.00 (123,493,920)	
シンガポール・ドル	CAPLSP 3.125 03/05/18	2,750,000.00	3,013,670.00	
	OSIMSP 2.75 07/05/16	2,700,000.00	3,078,000.00	
	小計		6,091,670.00 (460,956,668)	
中国元	CHAOWP 7.25 09/24/17	15,000,000.00	14,400,000.00	
	EPSGF 6 09/15/15	13,100,000.00	13,073,800.00	
	小計		27,473,800.00 (428,041,804)	
南アフリカ・ランド	SHFSJ 9.625 07/20/15	18,000,000.00	22,977,000.00	
	小計		22,977,000.00 (219,200,580)	
社債券合計			15,390,361,064 (15,129,029,864)	
合計			15,390,361,064 (15,129,029,864)	

(注)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	社債券	34銘柄	100.0%	50.2%
ユーロ	社債券	24銘柄	100.0%	32.6%
イギリス・ポンド	社債券	2銘柄	100.0%	3.2%
スイス・フラン	社債券	1銘柄	100.0%	1.6%
オーストラリア・ドル	社債券	3銘柄	100.0%	4.4%
香港ドル	社債券	1銘柄	100.0%	0.8%
シンガポール・ドル	社債券	2銘柄	100.0%	3.0%
中国元	社債券	2銘柄	100.0%	2.8%
南アフリカ・ランド	社債券	1銘柄	100.0%	1.4%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年7月31日現在）

種類	金額
資産総額	8,382,969,082 円
負債総額	21,867,873 円
純資産総額(-)	8,361,101,209 円
発行済口数	8,259,996,984 口
1口当たり純資産額(/)	1.0122 円

(参考) UBS グローバル好利回りC B マザーファンド2012-12 (円ヘッジ)

種類	金額
資産総額	31,941,609,032 円
負債総額	15,877,896,238 円
純資産総額(-)	16,063,712,794 円
発行済口数	15,686,646,156 口
1口当たり純資産額(/)	1.0240 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手續等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託者は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として支払います。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成25年7月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

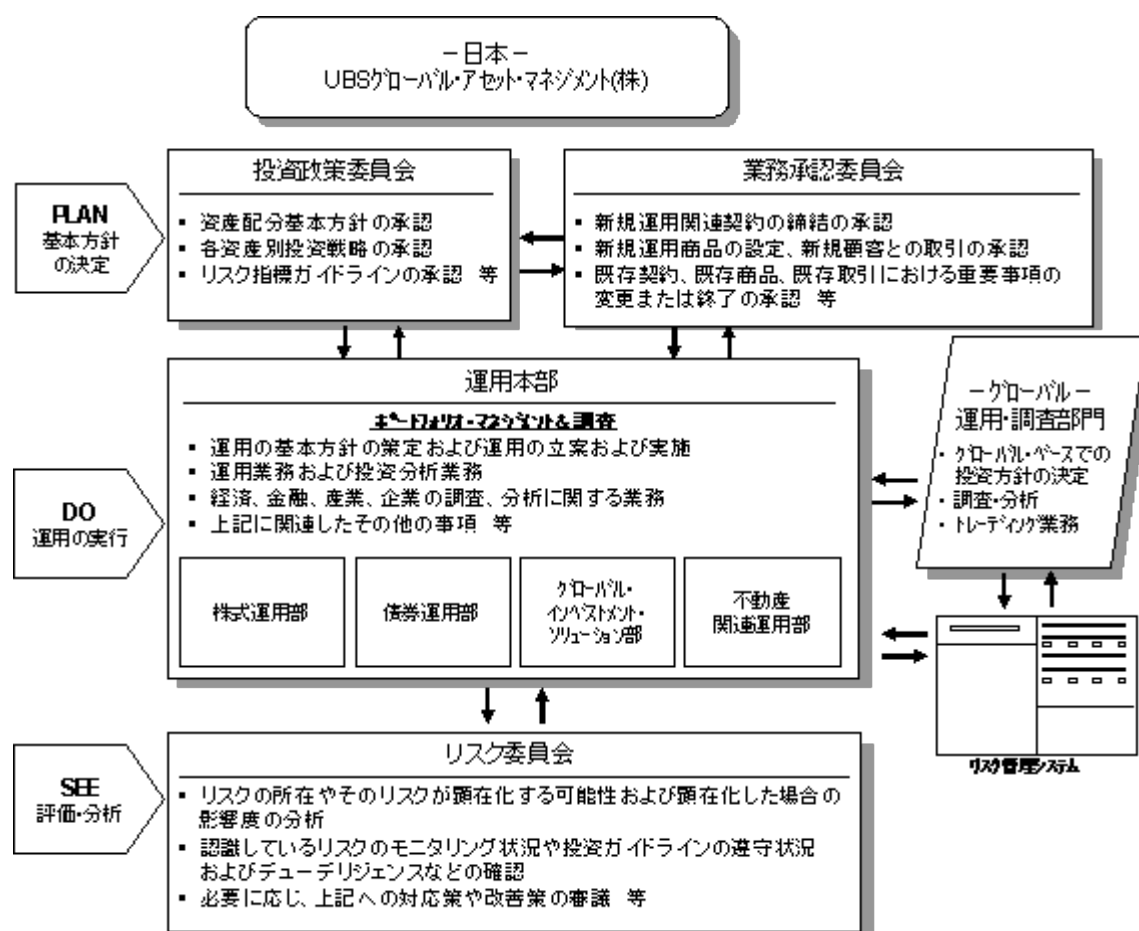
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



（平成25年8月1日現在）

上記は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年7月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	79	888,842
合計	79	888,842

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期 別		第17期 〈平成24年3月31日〉		第18期 〈平成25年3月31日〉	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
(資 産 の 部)					
流 動 資 産					
現 金 ・ 預 金	*1		4,527,037		3,354,581
未 収 入 金	*1		236,315		458,392
未収委託者報酬			1,166,243		1,451,992
未収運用受託報酬	*1		412,520		557,253
その他未収収益	*1		755,597		773,957
繰 延 税 金 資 産			97,190		89,830
そ の 他			8,893		37,018
流 動 資 産 計			7,203,797		6,723,024
固 定 資 産					
投 資 そ の 他 の 資 産			533,670		437,610
繰延税金資産		488,670		417,610	
ゴルフ会員権		45,000		20,000	
固 定 資 産 計			533,670		437,610
資 産 合 計			7,737,467		7,160,634

期 別		第17期 （平成24年3月31日）		第18期 （平成25年3月31日）	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）	内 訳	金 額 （千円）
（ 負 債 の 部 ）					
流 動 負 債					
預 り 金			145,046		372,353
未 払 費 用	*1		1,350,117		1,675,669
未 払 消 費 税			21,288		34,551
未 払 法 人 税 等			337,901		489,884
賞 与 引 当 金			122,466		114,351
そ の 他			3,249		2,294
流動負債計			1,980,069		2,689,104
固 定 負 債					
退職給付引当金			291,417		226,251
固定負債計			291,417		226,251
負 債 合 計			2,271,487		2,915,356
（ 純 資 産 の 部 ）					
株 主 資 本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利 益 剰 余 金			3,265,979		2,045,278
利 益 準 備 金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
繰越利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
純 資 産 合 計			5,465,979		4,245,278
負 債 ・ 純 資 産 合 計			7,737,467		7,160,634

(2)【損益計算書】

期 別		第17期 〔 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 〕		第18期 〔 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 〕	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営 業 収 益					
委託者報酬		8,948,072		9,270,358	
運用受託報酬	*1	1,523,631		1,586,058	
その他営業収益	*1	2,079,932		2,139,484	
営 業 収 益 計			12,551,636		12,995,901
営 業 費 用					
支払手数料			4,481,341		4,688,873
広告宣伝費			143,998		108,267
調査費			76,822		88,373
営業雑経費			91,557		105,939
通信費		6,321		7,470	
印刷費		2,383		1,330	
協会費		19,197		13,240	
その他	*1	63,653		83,898	
営 業 費 用 計			4,793,720		4,991,454
一 般 管 理 費					
給料			2,769,198		2,673,693
役員報酬		229,059		215,114	
給料・手当	*1	1,760,034		1,737,508	
賞与		780,105		721,070	
交際費			49,888		87,508
旅費交通費			82,604		82,826
租税公課			37,564		36,161
不動産賃借料			259,656		348,848
退職給付費用			265,690		152,133
事務委託費	*1		1,884,416		2,019,103
諸経費			75,972		66,771
一 般 管 理 費 計			5,424,992		5,467,047
営 業 利 益			2,332,923		2,537,400
営 業 外 収 益					
受取利息		338		284	
為替差益		24,163		-	
雑収入		1,187		82	
営 業 外 収 益 計			25,688		367
営 業 外 費 用					
為替差損		-		19,768	
営 業 外 費 用 計			-		19,768
経 常 利 益			2,358,612		2,517,999
税 引 前 当 期 純 利 益			2,358,612		2,517,999
法人税、住民税及び事業税			958,720		960,280
法 人 税 等 調 整 額			128,640		78,420
当 期 純 利 益			1,271,252		1,479,299

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株 主 資 本		第17期 〔自 平成23年4月1日〕 〔至 平成24年3月31日〕	第18期 〔自 平成24年4月1日〕 〔至 平成25年3月31日〕
資 本 金	当 期 首 残 高	2,200,000	2,200,000
	当 期 変 動 額	—	—
	当 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	当 期 首 残 高	550,000	550,000
	当 期 変 動 額	—	—
	当 期 末 残 高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当 期 首 残 高	1,444,727	2,715,979
	当 期 変 動 額	—	△ 2,700,000
	剰余金の配当 当期純利益	1,271,252	1,479,299
	当 期 末 残 高	2,715,979	1,495,278
利益剰余金合計	当 期 首 残 高	1,994,727	3,265,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	3,265,979	2,045,278
株 主 資 本 合 計	当 期 首 残 高	4,194,727	5,465,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	5,465,979	4,245,278
純 資 産 合 計	当 期 首 残 高	4,194,727	5,465,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	5,465,979	4,245,278

〔注 記 事 項〕

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第17期 （平成24年3月31日）	第18期 （平成25年3月31日）
7,876千円	6,006千円

（2）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	第17期 （平成24年3月31日）	第18期 （平成25年3月31日）
現金・預金	2,685,819	286,996
未収入金	1,383	-
未収運用受託報酬	4,044	11,206
その他未収収益	305,772	239,146
未払費用	111,449	88,662

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（単位：千円）

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
運用受託報酬	3,626	12,315
その他営業収益	530,376	312,524
事務委託費	150,692	241,352
給料・手当	42,399	6,984
営業雑経費 その他	40,527	67,498

（株主資本等変動計算書関係）

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	412,520	-
その他未収収益	755,597	755,597	-
資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用	1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等	337,901	337,901	-
負債計	1,688,018	1,688,018	-

第18期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,354,581	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	557,253	-
その他未収収益	773,957	773,957	-
資産計	6,137,783	6,137,783	-
未払費用	1,675,669	1,675,669	-
未払法人税等	489,884	489,884	-
負債計	2,165,553	2,165,553	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	755,597	-
合計	6,861,398	-

第18期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	-
その他未収収益	773,957	-
合計	6,137,783	-

(退職給付関係)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	804,804	811,962
(2) 年金資産	513,386	585,711
(3) 退職給付引当金	291,417	226,251

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第18期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(1) 勤務費用	135,018	143,801
(2) 利息費用	9,685	7,914
(3) 期待運用収益	3,112	2,977
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	75,513	29,824
(5) 過去勤務債務	-	-
小計	217,104	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額	5,741	9,606
(7) 特別退職金	42,845	23,613
合計	265,690	152,133

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(2) 割引率

第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1.00%	0.395%

(3) 期待運用収益率

第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
0.58%	0.58%

(4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	25,940	5,970
未払事務所税	3,120	2,750
減価償却超過額	18,230	18,760
未払事業税	26,240	41,120
株式報酬費用	217,050	196,020
退職給付引当金	251,610	201,060
賞与引当金	41,890	39,980
その他	1,780	1,780
評価性引当額	-	-
合計	585,860	507,440

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.65%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.44%	3.13%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.21%	-
その他	0.20%	0.11%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	46.10%	41.25%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,298,081千円	投資運用

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,502,229千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む50カ国以上に金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ユービーエス・エイジー（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3,600,000,000フラン	銀行、証券業務	（被所有）100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用委託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当 営業経費用-その他	4,896,377 2,991,640 3,626 530,376 150,692 42,399 40,327	現金・預金 未収入金 未収運用委託報酬 その他未収収益 未払費用	2,683,819 1,383 4,044 303,772 111,449

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産関係費	10,573 42,839 281,133 235,256	未収運用受託報酬 未収入金 未払費用	4,480 234,931 231,336
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	22,205百万米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	93百万米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	182,048 392,957	その他未収収益 未払費用	40,403 108,002
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	16,809 56,851	その他未収収益 未払費用	4,424 23,047
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	72,139 78,795 266,409	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	30,761 13,831 106,036
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	1514百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	20,263	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	8,634 339,396 221,183 75	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,845 103,751 43,004
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	839,715	その他未収収益	164,926
	UBS D/Garnar LLC	米国・デラウェア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	67,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gendale Investment Management Limited	モーリシャス共和国	2百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	3,292 36,311	その他未収収益 未払費用	4,295 9,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス・エイジー（ロンドン証券取引所上場）	スイス・チューリッヒ	380億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及び、それに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 給料・手当 営業経費用-その他事務委託費	2,920,067 4,918,839 12,315 312,324 6,964 674,983 241,332	現金・預金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	268,986 11,206 239,146 88,682

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有者)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	744億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産賃借料	339 49,681 325,214 323,304	未収入金 未払費用	457,765 271,915
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	4,787	未収運用受託報酬	60
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	18.9百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	163,076 373,634	その他未収収益 未払費用	9,007 120,065
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	19,380 163,296	その他未収収益 未払費用	10,882 96,829
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	34,136 149,327 208,165	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,873 71,920 155,796
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.4百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	627	未収入金	627
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	31,580 409,865 236,370 36	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	9,823 144,350 103,590
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	666,665	その他未収収益	169,352
	UBS D'Gannar LLC	米国・デラウェア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	運用受託報酬 その他営業収益	141,199 379,019	未収運用受託報酬 その他未収収益	78,666 93,403
	UBS D'Gannar Investors LLC	米国・デラウェア	25万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	26,318	未収運用受託報酬	26,318
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28,874	-	-
	UBS / Gendele Investment Management Limited	モリシャス共和国	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	8,443	その他未収収益	1,765
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	39,181 50,237	その他未収収益 未払費用	14,087 29,346

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	253,054円61銭	196,540円68銭
1株当たり当期純利益	58,854円27銭	68,486円06銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益（千円）	1,271,252	1,479,299
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,271,252	1,479,299
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円 (平成25年4月1日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円 (平成25年4月1日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円 (平成25年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円 (平成25年4月1日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年6月末日現在)	事業の内容
UBS AG, UBS グローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）	3.8億スイス・フラン (約39,626百万円*)	有価証券投資サービスを総合的に、かつグローバルに行っているスイス国籍の総合銀行です。

* 平成25年6月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン＝104.28円）により円換算し、四捨五入して表示しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売業務及び一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間で投資顧問契約を締結し、マザーファンドの運用の指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

委託会社の株式を100%所有しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年7月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 英 公 一 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 湯 原 尚 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル好利回りCBファンド2012-12(円ヘッジ・年2回決算)(限定追加型)の平成24年12月20日から平成25年6月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル好利回りCBファンド2012-12(円ヘッジ・年2回決算)(限定追加型)の平成25年6月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野 佐 和 子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。